

平成30年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書

平成31年2月

島根県監査委員

監 第 1 2 9 号

平成31年2月28日

島根県議会議長
島根県知事様
島根県教育委員会教育長

島根県監査委員 生越俊一

島根県監査委員 岩田浩岳

島根県監査委員 大國羊一

島根県監査委員 後藤勇

平成30年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告に
ついて

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施し、同
条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出し
ます。

なお、意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定によ
る措置状況の通知については、平成31年9月末日までにしてください。

目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の趣旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者	4
第 2	監査の結果	6
I	監査結果（総括）	6
1	改善等を要する事項	6
2	意見	7
II	監査結果（個別）	9
1	（公財）しまね海洋館	9
2	（公財）島根県市町村振興協会	10
3	21世紀出雲空港整備利用促進協議会	11
4	萩・石見空港利用拡大促進協議会	13
5	（一社）島根県旅客自動車協会	15
6	一畑電車沿線地域対策協議会	16
7	（公財）しまね文化振興財団	18
8	（公財）しまね自然と環境財団	20
9	（公財）島根県障害者スポーツ協会	22
10	（公財）島根県みどりの担い手育成基金	24
11	（公社）島根県観光連盟	25
12	神話の国縁結び観光協会	27
13	（一社）山陰インバウンド機構	29
14	山陰デスティネーションキャンペーン協議会	30
15	（公財）しまね産業振興財団	32

16	まつえ北商工会	35
17	飯南町商工会	36
18	大田商工会議所	37
19	島根県土地開発公社	38
20	島根県住宅供給公社	41

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

地方自治法第 199 条第 7 項^(注1)の規定に基づき、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、債務保証等をしている団体及び公の施設^(注2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注1)地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

(注2)公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により 1 千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び 1 千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証、信託に係る団体

県が債務保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の平成29年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	5	5					
公益社団法人	6	5	1	1	2		
一般財団法人	3	2			2		1
公益財団法人	18	7	3	3	14		7
地方独立行政法人	1	1					
学校法人	2	2					
社会福祉法人	12	12					
農林水産組合	1	1					
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	12		1		3		8
その他	29	23	1	1	3	1	3
合計 (注3)	118	87	6	5	24	1	19

(注3) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

平成30年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の20団体を選定し監査を実施した。

	監 査 実 施 団 体 名	所 管 課	監 査 対 象 と し た 財 政 的 援 助 等 の 内 容
1	(公財) しまね海洋館	しまね暮らし推進課	出資・指定管理
2	(公財) 島根県市町村振興協会	市町村課	補助金等
3	21世紀出雲空港整備利用促進協議会	交通対策課	補助金等
4	萩・石見空港利用拡大促進協議会	交通対策課	補助金等
5	(一社) 島根県旅客自動車協会	交通対策課	補助金等
6	一畑電車沿線地域対策協議会	交通対策課	補助金等
7	(公財) しまね文化振興財団	文化国際課	出資・指定管理
		文化財課	指定管理
8	(公財) しまね自然と環境財団	自然環境課	出資・指定管理
		環境政策課	補助金等
9	(公財) 島根県障害者スポーツ協会	障がい福祉課	出資
10	(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	林業課	出資
11	(公社) 島根県観光連盟	観光振興課	補助金等
12	神話の国縁結び観光協会	観光振興課	補助金等
13	(一社) 山陰インバウンド機構	観光振興課	補助金等
14	山陰デスティネーションキャンペーン協議会	観光振興課	補助金等
15	(公財) しまね産業振興財団	産業振興課	出資・補助金等・ 指定管理
		中小企業課	貸付金・損失補償
16	まつえ北商工会	中小企業課	補助金等
17	飯南町商工会	中小企業課	補助金等
18	大田商工会議所	中小企業課	補助金等
19	島根県土地開発公社	土木総務課	出資
		用地対策課	貸付金
		斐伊川神戸川対策課	貸付金
		管財課	貸付金
		企業立地課	債務保証
20	島根県住宅供給公社	建築住宅課	出資

3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者

(1) 実施方法

監査実施団体については原則として実地監査を行い、監査実施団体の所管課及び監査実施団体の一部については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として平成29年度を対象とし、必要に応じ平成28年度及び平成30年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、債務保証をしている団体については、債務保証に関連する範囲とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、債務保証をしている団体については、債務保証の目的である成果が十分得られているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

監査実施団体名	監査実施年月日
(公財) しまね海洋館	平成30年11月 1日
(公財) 島根県市町村振興協会	平成30年11月12日
21世紀出雲空港整備利用促進協議会	平成30年10月24日
萩・石見空港利用拡大促進協議会	平成30年11月 7日
(一社) 島根県旅客自動車協会	平成30年10月26日
一畑電車沿線地域対策協議会	平成30年10月24日
(島根県民会館)	平成30年12月21日
(公財) しまね文化振興財団 (島根県芸術文化センター)	平成30年11月 7日
(八雲立つ風土記の丘)	平成30年11月13日
(公財) しまね自然と環境財団	平成30年11月 1日
(公財) 島根県障害者スポーツ協会	平成30年11月13日
(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	平成30年11月 6日
(公社) 島根県観光連盟	平成30年10月23日
神話の国縁結び観光協会	平成30年10月23日
(一社) 山陰インバウンド機構	平成30年11月 6日
山陰デスティネーションキャンペーン協議会	平成30年10月23日
(公財) しまね産業振興財団	平成30年10月26日
島根県土地開発公社	平成30年11月12日
島根県住宅供給公社	平成30年11月12日

所管課及び上記以外の監査実施団体については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 生 越 俊 一

監査委員 岩 田 浩 岳

監査委員 大 國 羊 一

監査委員 後 藤 勇

なお、地方自治法第199条の2の規定により、大國羊一監査委員は（公財）島根県障害者スポーツ協会について、後藤勇監査委員は（一社）山陰インバウンド機構について監査を行っていない。

第2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果は、II 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、改善を要するものとして指摘した事項はなく、指示事項が1件あったほかは、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査全般を通じた意見は4件あり、これについては、II 監査結果（個別）に掲げた意見を含め県報掲載により公表し、指示事項とともに該当する監査実施団体及び所管課に対し文書で通知する。

また、労働契約法で規定された無期転換ルール^(注4)が平成30年4月から適用となったことから、監査対象の出資団体における対応状況についても確認をした。

各団体の所管課に対しては、県の雇用政策課長から各団体における無期転換ルールの円滑な導入について周知啓発の依頼があり、この依頼を受けて所管課から各団体へ適切に周知されていた。

さらに、各団体においては、無期転換ルールの適用に先立って職員への説明や就業規則の整備などが適切に行われていた。

(注4)無期転換ルール

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルール

1 改善等を要する事項

(1) 指摘事項^(注5)（団体・所管課）

該当なし

(2) 指導事項^(注6)（団体）

該当なし

(3) 指示事項^(注6)（所管課）

ア 管理委託物品の手続きが適当でないもの

(注5)指摘事項

速やかに是正又は改善を要する事項で、公表することが相当と認められるもの

(注6)指導事項・指示事項

指摘事項以外のもので、該当の団体又は所管課に対して文書によって指導又は指示し、是正を求めることが適当なもの

2 意見

監査全般を通じた意見は、次のとおりである。

(1) 団体に対する意見

ア 萩・石見空港の利用促進と観光振興等との連携について

萩・石見空港の利用促進にあたっては、基礎的需要の創出とともに、空港周辺の地域資源を活用した観光振興等との連携が重要である。

今回の監査では、これに関係する萩・石見空港利用拡大促進協議会、(公社)島根県観光連盟、島根県芸術文化センター指定管理者の(公財)しまね文化振興財団、しまね海洋館指定管理者の(公財)しまね海洋館の事業内容を確認した。

その中で、石見地域の振興を図る上で、萩・石見空港をはじめとする交通利便性の確保(二次交通の確保を含む。)と、それと関連する観光振興や空港周辺の集客施設の事業が密接に連携していくことの重要性を再認識したところである。

これまで、各種対策会議の設置や関係団体間における連絡調整などが行われてきたところであるが、より効果的な事業を実施するためには、事業計画の策定段階から団体間で事業内容などの情報共有を行うことが必要である。

については、各団体においては、事業計画の策定にあたって他団体や関係市町と積極的に相互連携を図り、効率的かつ効果的な事業を実施し、石見地域の振興に努められたい。

イ 観光関連団体が相互に連携した観光振興について

県内には、国宝の出雲大社・松江城・神魂神社、世界遺産の石見銀山、隠岐ユネスコ世界ジオパークなど魅力ある地域資源が数多く存在し、これらの地域資源を活用した観光振興が重要である。

これまで、今回監査を行った(公社)島根県観光連盟や神話の国縁結び観光協会などが県の観光振興施策と連携しながら、旅行商品の創出や様々なメディアを活用したPRなどにより県内外からの誘客を促し、観光を振興してきた。

また、近年、観光地域づくりの新たな舵取り役となる日本版DMO(地域において官民一体で観光地と地域資源の一体的なブランド開発を推進する組織)の(一社)山陰インバウンド機構が設立され、国内外に向けて山陰両県の観光情報を発信し、観光プロモーションを行っている。

それぞれの団体の基本的な役割・機能は異なるところであるが、活用

する地域資源は共通していることから、団体間で連携し、それぞれの団体の特性に応じた役割分担の中で一体的に観光振興を行っていく必要がある。

については、各団体においては、事業計画の情報共有を行うなど相互に連携を図り、県の財政支援が効率的かつ効果的に機能するよう、観光振興に取り組まれない。

(2) 所管課に対する意見

ア 萩・石見空港の利用促進と観光振興等との連携について

団体に対する意見で述べたように、石見地域の振興を図る上で、萩・石見空港をはじめとする交通利便性の確保と、それと関連する観光振興や空港周辺の集客施設の事業との連携は大変重要である。

については、各団体の所管課（しまね暮らし推進課、交通対策課、観光振興課、文化国際課）においても、施策の計画段階から関係課の間で調整を行うとともに、各団体へ補助金等の財政支援を行うにあたっては、関係団体間で連携を図るよう協力を求められたい。

イ 指定管理期間中における指定管理料の見直しについて

今回監査を行った、しまね海洋館、島根県民会館、島根県芸術文化センター、三瓶自然館及びその附属施設、八雲立つ風土記の丘の指定管理については、通常5年である指定管理期間を企画展等の計画的な展開、専門的な人材の育成などの観点から8年としている。

この期間中の指定管理料については、基本協定書において、状況の変化等を考慮して指定管理開始日から4年を経過した後に、6年目以降の人員費単価や光熱水費等の変動経費の見直しを行うこととされている。

光熱水費等の変動経費の見直しについては、人事課・財政課が制定している「指定管理者制度運用に係る共通ガイドライン」に基づいて直近の実績等を踏まえて再計算することになるが、指定管理者からは、経営努力による経費の節減が評価されないのではないかとの懸念が示された。

については、これらの施設の所管課（しまね暮らし推進課、文化国際課、自然環境課、文化財課）、人事課及び財政課においては、指定管理料の見直しにあたっては、指定管理者と十分な協議を行い、指定管理者の経費の節減努力を評価する仕組みや工夫を検討されたい。

II 監査結果（個別）

1	団体名	(公財) しまね海洋館	所管課	しまね暮らし推進課
---	-----	-------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年4月30日

(2) 設立目的

島根県知事から指定管理者の指定を受けて、島根県が設置する「島根県立しまね海洋館」の管理運営を通じ、多くの人々が日本海の自然や生態とふれあい、楽しく過ごす場を創造し、賑わいの創出や新たな民間活動の誘発により地域の活性化に寄与するとともに、水族の保護、保全を含めた豊かな海洋自然の大切さについての普及啓発に努めていく。

(3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

水族の収集・飼育・展示及び保護・保全の研究に関する事業、水族に関する調査研究及び知識の普及啓発に関する事業を実施している。

(2) 公の施設の指定管理

ア しまね海洋館（アクアス）（所在地 浜田市、江津市）

① 指定管理業務の内容

- ・しまね海洋館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・水生生物を中心とした収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務
- ・水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- ・しまね海洋館の利用の促進に関する業務

② 指定期間 平成27年度～平成34年度

③ 指定管理料 279,297千円（平成29年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

2	団体名	(公財) 島根県市町村振興協会	所管課	市町村課
---	-----	-----------------	-----	------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年4月1日

(2) 設立目的

市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村を支援する事業を行い、住民福祉の増進に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 交付金

ア 市町村振興交付金

① 内容

県が交付する市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじ）に係る収益金を、次の事業の財源に充てる。

- ・ 市町村の災害時における緊急融資事業、災害防止対策事業及び緊急に整備を要する施設等整備事業に対して資金を貸し付ける事業
- ・ 交付金を市町村に交付する事業
- ・ 市町村職員等の人材育成を支援する事業
- ・ 市町村が共同して行う市町村振興を支援する事業
- ・ 市町村振興に関する調査研究及び情報提供を行う事業

② 交付金額 367,262千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

3	団体名	21世紀出雲空港整備利用促進協議会	所管課	交通対策課
---	-----	-------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成7年6月28日

(2) 設立目的

出雲空港の整備及び利活用を促進し、地域の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県空港利用促進事業費補助金

① 内容

出雲空港の利用促進を図ることを目的として結成された利用促進協議会が実施する利用促進事業経費を補助し、利用者の増加及び航空路線の維持・拡充を図る。

② 補助金額 14,584千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

出雲空港の利用促進について

協議会では、これまで利用者が減少する冬期の空港利用につながる旅行商品の造成など観光振興とセットにした利用促進対策や航空運賃の低廉化、新規路線開設に向けた要望活動等に取り組んできた。

これらの取組みにより、平成29年度の利用者数が過去最大となるとともに、静岡線及び仙台線の新規路線が開設されるなどの成果が見られたところである。

今後は、東京線の航空運賃が山陽側に比較して高いこと、福岡線の最終便の時間が早いことなどの課題への対応、さらに、インバウンド等の観光需要の取込みや新規路線の維持、拡大等が求められる。

については、航空運賃の低廉化やダイヤの改善による利便性の向上、観光振興施策とセットにした利用促進、将来的な定期便の就航も視野に入れた国際

線の誘致などに引き続き取り組まれたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

出雲空港の利用促進について

団体に対する意見で述べたように、利便性の向上や観光振興策とセットにした利用促進対策等に引き続き取り組まれたい。

4	団体名	萩・石見空港利用拡大促進協議会	所管課	交通対策課
---	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年9月8日

(2) 設立目的

島根県西部・山口県北東部の一体的な地域発展のため、萩・石見空港の利用拡大を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県空港利用促進事業費補助金

① 内容

萩・石見空港の利用促進を図ることを目的として結成された利用促進協議会が実施する利用促進事業経費を補助し、利用者の増加及び航空路線の維持・拡充を図る。

② 補助金額 10,000千円

イ 萩・石見空港路線維持事業費補助金

① 内容

萩・石見空港の航空路線を維持し、安定した空港運営を継続するため、萩・石見空港路線を利用した首都圏等大都市圏域からの観光客誘致対策事業及び航空事業者に対する運航支援事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 193,817千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

萩・石見空港の利用促進について

高速道路などの高速交通ネットワークの整備が遅れている県西部地域にとって、航空路線の維持は、産業や観光の振興、定住促進など地域の活性化に不可欠である。

協議会は、国土交通省が募集した羽田発着枠政策コンテストで認められた東京線の2往復運航の維持と平成23年から夏季期間限定運航となった大阪線の定期運航化に向けて、航空会社や県等と連携して利用促進に取り組んできた。

こうした取組みにより、東京線の平成29年度利用者数が過去最大となるとともに、東京線の2往復運航も平成32年3月まで更に2年間延長されるなどの成果が見られたところである。

については、東京線の2往復運航の定着化を図るため、県関係部局や地元と連携した産業及び観光の振興、地域振興等による首都圏からの入込客の増加やビジネス利用の更なる拡大など、安定した需要確保対策などに引き続き取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

萩・石見空港の利用促進について

県においては、東京線の2往復運航維持に向けて、山口県や協議会、島根・山口両県の商工・観光団体が参画する萩・石見空港東京線利用促進対策会議の設置や専任次長の配置、萩・石見空港利用促進対策室の設置など体制を強化し、関係団体、全庁をあげた利用促進対策に取り組んでいる。

団体に対する意見で述べたように、東京線複便運航の定着化を図るため、羽田発着枠の期間延長を好機と捉え、団体の利用促進対策への支援を行うとともに、県関係部局や地元と連携した産業及び観光の振興、地域振興等による首都圏からの入込客の増加やビジネス利用の更なる拡大など、安定した需要確保対策に引き続き取り組まれない。

5	団体名	(一社) 島根県旅客自動車協会	所管課	交通対策課
---	-----	-----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和51年7月17日

(2) 設立目的

旅客自動車運送事業の適正な運営と利用者に対するサービスの改善を通じて事業の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県運輸事業振興助成補助金

① 内容

軽油引取税の税率引上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制を図るため、(一社)島根県旅客自動車協会が実施する次のような事業に補助金を交付する。

- ・施設整備事業（バス停上屋・待合室整備助成等）
- ・バス利用促進事業（バス祭り開催、高速バス時刻表作成助成等）
- ・輸送サービス改善事業（枕カバー製作助成等）
- ・安全運行対策事業（ドライブレコーダー導入助成、睡眠時無呼吸症候群検査助成、運転経歴証明書料、運転者適性診断受診料等）

② 補助金額 10,814千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

6	団体名	一畑電車沿線地域対策協議会	所管課	交通対策課
---	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年11月26日

(2) 設立目的

一畑電車の沿線地域における交通を確保し、あわせて当該地域の開発整備について総合的な調整を図り、もって地域の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 一畑電車沿線地域対策協議会運営費負担金

① 内容

一畑電車の運行維持、利用促進などの諸課題について、団体が調査、検討を行うために要する経費を負担する。

② 負担金額 205千円

イ 一畑電車沿線地域対策協議会利用促進事業負担金

① 内容

地域住民、観光客等の一畑電車利用を促進するために、団体が行う利用促進事業（通勤定期購入助成、シルバー切符助成等）に要する経費を負担する。

② 負担金額 3,500千円

ウ 一畑電車沿線地域対策協議会基盤設備維持事業負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する線路、電路、車両の維持、修繕、更新に要する経費を団体が補助するために要する経費を負担する。

② 負担金額 81,237千円

エ 一畑電車沿線地域対策協議会安全輸送設備等整備事業負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する安全性向上に資する設備（営業路線に係る信号保安設備、保安通信設備、防護設備、停車場設備、線路設備、電路設備、変電所設備、車両設備等）の整備に要する経費（国が直接補助する額を除く。）を団体が補助するために要する経費を負担する。

② 負担金額 220,170千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

一畑電車の利用促進につながる効果的な取組みの実施について

一畑電車の運行維持にあたっては、協議会は、一畑電車支援計画に基づいて鉄道施設の整備に係る費用を負担し、一畑電車（株）は、啓発・宣伝や利用促進などに取り組んできた。

これまでの取組みにより、新型車両の導入や線路・電路の整備が進み、列車運行や災害に対する安全性の向上、快適性（乗り心地）の向上、柔軟な運行による利便性の向上、経費削減などが図られつつある。

今後も、目標である年間140万人の利用者の確保ができるよう、必要な鉄道施設の整備に併せて、一畑電車（株）や沿線自治体とも連携しながら効果的な取組みを進められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

7	団体名	(公財) しまね文化振興財団	所管課	文化国際課 文化財課
---	-----	----------------	-----	---------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年3月17日

(2) 設立目的

世界に誇れる伝統的な文化芸術を育んできた島根県民の心豊かな潤いのある文化的生活を支え、未来へ継承していくために、広く県内の文化芸術に関する事業を行い、創造性豊かな活力ある地域社会と文化の香りに包まれた魅力ある島根の実現を通して、県民福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 200,000千円 (県出資比率：100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

音楽、演劇その他の芸術及び芸能等の振興、伝統芸能・伝統文化の継承、育成、歴史文化の調査研究等に関する事業や文化芸術活動を通じた次世代育成、県民の文化芸術活動・文化芸術団体への支援等に関する事業を実施している。

(2) 公の施設の指定管理

ア 島根県民会館 (所在地 松江市)

① 指定管理業務の内容

- ・会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・会館の広報・利用促進に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～平成34年度

③ 指定管理料 216,220千円 (平成29年度)

イ 島根県芸術文化センター (グラントワ) (所在地 益田市)

① 指定管理業務の内容

- ・センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・美術館の観覧料の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・センターの広報・利用促進に関する業務

- ・センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務

② 指定期間 平成27年度～平成34年度

③ 指定管理料 330,114千円（平成29年度）

ウ 八雲立つ風土記の丘（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・資料館の入館料の徴収に関する業務
- ・風土記の丘の施設及び設備の維持管理並びに風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- ・資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務

② 指定期間 平成27年度～平成34年度

③ 指定管理料 60,929千円（平成29年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（文化国際課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(3) 所管課（文化財課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

8	団体名	(公財)しまね自然と環境財団	所管課	自然環境課 環境政策課
---	-----	----------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年7月1日

(2) 設立目的

島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を行い、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全及び地域の振興に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 123,000千円 (県出資比率：92.5%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

自然保護及び自然環境に関する調査研究・普及啓発事業、環境教育及び環境学習に関する事業、地球環境の保全に関する事業並びに自然資源の利用促進等を通じた地域振興事業を実施している。

(2) 補助金

ア みんなで取り組む島根の環境づくり事業補助金

① 内容

財団が行う環境保全活動の推進事業等を支援することにより、環境の保全とより良い環境の創造に関する県民意識の高揚を図るとともに、地域における自発的な活動の推進と活性化を図る。

② 補助金額 35,410千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 三瓶自然館（サヒメル）及びその附属施設（所在地 大田市）

① 指定管理業務の内容

- ・三瓶自然館及びその附属施設の施設及び設備の管理運営に関する業務
- ・自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関する業務
- ・環境学習の推進に関する業務

② 指定期間 平成27年度～平成34年度

③ 指定管理料 284,688千円 (平成29年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（自然環境課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

観光での活用等について

三瓶自然館の入館者数は、平成29年度は約11万5千人で、ここ10年間で最多となった平成25年度の約16万2千人をピークに、その後減少傾向にあり、また、附属施設の三瓶小豆原埋没林公園の入園者数は、近年2万人前後で推移している。

このような中、平成28年7月、環境省の国立公園満喫プロジェクトのモデル公園の1つとして大山隠岐国立公園が選定されたことを受け、県においては、三瓶自然館をその中核施設として位置づけ、ビジターセンター機能の強化を図っていくこととした。

また、2020年の春には、三瓶山において全国植樹祭が開催されることになっており、それに向けた準備と併せ、関係機関との連絡調整も重要となってくる。

については、これらを契機に、国の施策、県や大田市の観光振興施策の動向に注視しつつ、三瓶自然館及びその附属施設の利便性や魅力の向上に努めるとともに、観光面においても積極的な活用を図られたい。

(3) 所管課（環境政策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

9	団体名	(公財) 島根県障害者スポーツ協会	所管課	障がい福祉課
---	-----	-------------------	-----	--------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年5月7日

(2) 設立目的

障がい者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 197,882千円 (県出資比率: 78.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

障がい者のスポーツ活動の振興、障がい者のスポーツ活動に関する調査研究・啓発広報及び障がい者のスポーツ活動の支援者育成に必要な事業を実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

障がい者スポーツの普及・支援事業の充実について

協会は、障がい者スポーツの普及、振興を図る県内の中核的な団体であり、県の委託を受けて、全国障害者スポーツ大会への選手派遣や島根県障がい者スポーツ大会の開催等の事業を実施している。

また、基本財産の運用益や賛助会員の会費等の自主財源により障がい者スポーツの普及と活動支援を行っているほか、基本財産の一部を取り崩してトップアスリートの強化支援事業を実施している。

障がい者スポーツの活動支援では、地域において障がい者スポーツの普及に取り組む諸団体の活動費の一部を助成しているが、これらの団体の活動は、地域における障がい者スポーツの裾野の拡大に寄与するものである。

近年、障がい者スポーツにおいては、スポーツ大会の参加者が高齢化、固

定化し、また、大会参加者数が減少傾向にある。

これらの課題の解決には、障がい者スポーツの普及に取り組む諸団体への長期的な活動支援が必要と考えるが、活動費の助成については、現在の協会の限られた自主財源では諸団体の要望に必ずしも十分に応えられていない。

については、長期的な視点に立った障がい者スポーツの普及・支援事業を推進し、その取組みを持続可能なものにするため、基本財産の運用益や賛助会員の会費等の確保に努めるとともに、安定的な財源として基本財産の更なる取崩しについても検討されたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

10	団体名	(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	所管課	林業課
----	-----	---------------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年3月22日

(2) 設立目的

島根県内において森林整備に従事する者の確保・育成に関する事業を行い、森林の整備が適切に行われることにより、県土の保全、水資源の確保、地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の維持・増進、うるおいと活力ある県民生活の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

基本財産として、団体の設立に際し10億円、平成6年度から平成9年度にかけて10億円の合計20億円を出資した。

平成12年度から平成15年度にかけて471,728千円を取り崩して、運用財産として事業を実施してきた。

平成24年度からは基本財産を特定資産に移行し、中期事業計画（平成24年度～平成29年度）に基づき、これを取り崩しながら事業を実施している。

平成24年度から平成29年度までの取崩額は、142,145千円である。

出資金額 1,386,127千円（県出資比率：88.4%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

島根県内の林業労働力の安定的確保及び若い担い手の育成を図ることを目的として、森林組合等県内林業事業体を対象に人材育成事業、労働安全管理事業、雇用改善事業に係る各種助成事業を実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 1	団体名	(公社) 島根県観光連盟	所管課	観光振興課
-----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年4月1日

(2) 設立目的

島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公益社団法人島根県観光連盟補助金

① 内容

団体の運営費及び事業費の一部を補助し、本県の観光事業の振興を図る。

② 補助金額 50,881千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組み等を支援し、本県の観光振興に資する事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 69,007千円

(2) 負担金

ア 島根県観光誘致促進共同事業負担金

① 内容

島根県観光連盟は、県、市町村、民間団体が一体となって本県の観光振興を図ることを目的として設立された団体であるため、実施する事業に要する経費の一部を負担する。

② 負担金額 9,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

隠岐地域及び石見地域の観光振興の取組みについて

平成28年度に実施した財政的援助団体等監査の報告書において、観光振

興施策の効果が全県的に波及するよう取組みを求めた。

平成29年の島根県観光動態調査結果では、出雲地域においては、松江城の国宝指定の効果が平静化したことなどにより観光入込客数が減少したものの、出雲大社の大遷宮以前より高い水準を維持している。

一方、隠岐地域及び石見地域においては、隠岐ユネスコ世界ジオパーク、世界遺産の石見銀山などの地域資源や萩・石見空港を活用した観光誘客対策の効果が十分に得られていないことから、これらの地域への観光入込客数は、依然として低い水準にある。

については、隠岐地域及び石見地域における観光誘客対策を検証し、県の財政支援が効果的に機能するよう、地域の観光関連団体とも連携して観光振興に取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

隠岐地域及び石見地域の観光振興の取組みについて

団体に対する意見で述べたように、隠岐地域及び石見地域における観光振興について、団体と連携してより効果的な施策に取り組まれない。

12	団体名	神話の国縁結び観光協会	所管課	観光振興課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成17年5月10日

(2) 設立目的

出雲路の優れた自然、景観及び観光資源を全国に紹介し、出雲路観光のイメージの確立と定着化を図ることにより、交流人口の拡大及び地域産業の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 広域観光商品開発支援事業費補助金

① 内容

地域における魅力ある観光地、観光商品の創出を促すため、広域を対象とした観光商品の開発及びその宣伝販売について要する事業費に対して補助金を交付する。

② 補助金額 10,000千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組みの支援にかかる事業費に対して補助金を交付する。

② 補助金額 5,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

観光振興の継続的な取組みについて

協会は、「縁結び」をテーマに出雲路の広域観光を促進するため、観光情報の発信や広域観光商品の企画などの事業を実施してきた。

これらの取組みは、出雲大社の大遷宮、中国横断道尾道松江線の全線開通、

松江城の国宝指定などの効果もあり、圏域内の観光入込客数の増加に寄与したが、今後は、現在の高い水準での観光入込客数を維持するため、「縁結び」ブランドによる観光振興の継続的な取り組みが必要となってくる。

については、県の財政支援がより一層効果的に機能するよう、引き続き旅行業者を通じた観光誘客に努めるとともに、WEBサイトやSNS（social networking service）を活用して時宜を得た観光情報を発信するなど、多様な旅行者ニーズに対応した観光誘客に取り組まれない。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

13	団体名	(一社)山陰インバウンド機構	所管課	観光振興課
----	-----	----------------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成28年4月22日
(平成29年10月2日 一般社団法人に移行)

(2) 設立目的

山陰の有する優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、マーケティングを基礎に、国内外に向けた山陰の情報発信、山陰の魅力を伝えるためのブランド作成・管理、地域の観光業者等関係者の合意形成を行い、山陰への観光客の誘致及び国内外との交流を通じて山陰経済振興を図り、もって県内産業の振興、地域の活性化に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 山陰インバウンド機構負担金

① 内容

山陰両県へ外国人観光客を誘致するため、次の事業を行う。

- ・ターゲットとする国や地域への「San'in」のプロモーションの計画、実施
- ・地域における観光素材の発掘と交通事業者及び旅行会社が一体となった国内外向け商品の開発
- ・インバウンド事業に関わる地元企業、事業者の育成、支援及び事業者間連携の推進
- ・中国地域の自治体及び経済団体と連携した広域での事業の実施

② 負担金額 71,063千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

14	団体名	山陰デスティネーションキャンペーン協議会	所管課	観光振興課
----	-----	----------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成28年8月8日

(2) 設立目的

「山陰デスティネーションキャンペーン」の実施にあたり、鳥取県及び島根県の観光資源を国内外に広く情報発信し、当該地域のイメージアップを図るとともに、観光客の受入態勢を整備することにより観光客誘致を促進し、地域の活性化を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 山陰デスティネーションキャンペーン協議会負担金

① 内容

山陰両県の自治体、観光事業者及びJR等と連携し、山陰の豊富な観光資源を全国に情報発信し、山陰エリアの観光イメージを高揚させるとともに、観光客の誘致拡大と受入環境の整備促進を図ることにより、観光振興と地域活性化を図る。

② 負担金額 56,000千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

山陰デスティネーションキャンペーンの評価と活用について

山陰デスティネーションキャンペーンは、平成30年7月から9月までの期間に限定して行われたものであるが、このキャンペーンに併せて山陰両県をつなぐ新たな観光列車が運行開始するなど、官民一体となった事業効果が

あったところである。

このキャンペーンについては、独自の観光入込客数の数値目標は設定されていないが、しまねの観光認知度調査において、観光PR活動の一つとして認知度の設問が設定されていることから、この結果などを踏まえてキャンペーンの評価を行い、今後の観光振興施策に活かしていくことが重要である。

については、県においては、これまでも関係団体との情報共有や関係事業の一体的な運用などの取組みを進めてきたところであるが、引き続き関係団体間での連携を図り、全国的な認知度向上のため、より効果的な事業の実施に努められたい。

15	団体名	(公財)しまね産業振興財団	所管課	産業振興課 中小企業課
----	-----	---------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成11年3月9日

(2) 設立目的

県内産業の高度化及び新たな産業の育成を促進し、本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 146,196千円 (県出資比率:100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

県内企業の競争力強化・技術力向上を支援する事業、県内企業の製品及び技術の販路開拓や販路拡大を支援する事業並びに県内情報産業の競争強化を支援する事業を実施している。

(2) 補助金

ア しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

① 内容

団体が産業の高度化と新産業の創出を目指して行う企業支援活動を円滑に進めるために造成された基金に対して補助する。

② 補助金額 382,217千円

イ 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金

① 内容

団体の安定した運営を図るため、その業務遂行に必要な人件費及び事務費を補助する。

② 補助金額 264,678千円

(3) 貸付金

ア 小規模企業者等設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員20人以下の小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う小規模企業者等設備貸与事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

平成28年度末残高	317,861千円
平成29年度貸付額	0千円
平成29年度返済額	94,957千円
平成29年度末残高	222,904千円

イ 島根県単中小企業設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員数300人以下の中小企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う島根県単中小企業設備貸付事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

平成28年度末残高	346,864千円
平成29年度貸付額	200,000千円
平成29年度返済額	41,659千円
平成29年度末残高	505,205千円

(4) 損失補償

ア 小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

小規模企業者等設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 平成29年度末損失補償債務残高 115,905千円

イ 島根県単中小企業設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

島根県単中小企業設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 平成29年度末損失補償債務残高 347,187千円

(5) 公の施設の指定管理

ア 産業高度化支援センター（テクノアークしまね）（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・島根県立産業高度化支援センターの使用料の徴収に関する業務
- ・島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県産業技術センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

- ② 指定期間 平成27年度～平成31年度
- ③ 指定管理料 227,071千円（平成29年度）

3 監査の結果

(1) 団体

- ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(2) 所管課（産業振興課）

- ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(3) 所管課（中小企業課）

- ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

16	団体名	まつえ北商工会	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

- (1) 設立時期 平成19年4月1日
 (鹿島町、島根町、美保関町、八束町の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

② 補助金額 58,385千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

18	団体名	大田商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和30年6月1日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

② 補助金額 53,161千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

19	団体名	島根県土地開発公社	所管課	土木総務課 用地対策課 斐伊川神戸川対策課 管財課 企業立地課
----	-----	-----------	-----	---

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年4月1日

(2) 設立目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 30,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

公共用地・公用地等の取得・管理及び処分、住宅用地・工業用地等の造成、県等からの委託に基づく土地の取得のあっせん・調査及び測量等などの事業を実施している。

(2) 貸付金

ア 島根県土木部単独用地先行取得資金貸付金

① 内容

土木部が施行する公共事業に必要な用地の先行取得を行うために必要な資金及び先行調査に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成28年度末残高	0千円
平成29年度貸付額	400,000千円
平成29年度返済額	400,000千円
平成29年度末残高	0千円

イ 斐伊川放水路関連事業残土処理用地取得資金貸付金

① 内容

国土交通省が施行する斐伊川放水路事業に必要な残土処理用地の先行取得を行うために必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成28年度末残高	0千円
平成29年度貸付額	268,520千円
平成29年度返済額	268,520千円
平成29年度末残高	0千円

ウ 益田拠点工業団地造成事業費貸付金

① 内容

益田拠点工業団地の造成（分譲）事業を行うために必要な資金を島根県土地開発基金から貸し付ける。

② 貸付金額

平成28年度末残高	0千円
平成29年度貸付額	4,377,833千円
平成29年度返済額	4,377,833千円
平成29年度末残高	0千円

(3) 債務保証

ア ソフトビジネスパーク島根整備事業に係る債務保証

① 内容

ソフトビジネスパーク島根整備事業の借入金に対して債務保証を行う。

② 平成29年度末債務保証債務残高 4,041,321千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（土木総務課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(3) 所管課（用地対策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(4) 所管課（斐伊川神戸川対策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(5) 所管課（管財課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(6) 所管課（企業立地課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

20	団体名	島根県住宅供給公社	所管課	建築住宅課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和28年6月22日

(2) 設立目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 10,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

住宅の積立分譲、住宅の建設・賃貸その他の管理及び譲渡、住宅の用に供する宅地の造成・賃貸その他の管理及び譲渡並びに公営住宅法に基づき、事業主体に代わって公営住宅又は共同施設を管理する事業などを実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

平成30年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

平成31年2月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6651

FAX (0852) 22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp